

編集後記

本年 6 月 12 日に決定された「知的財産戦略推進計画 2026」では、知財・無形資産を企業の稼ぐ力、日本の成長力の源泉と位置付けた上で、生成 AI 技術の進展や経済安全保障の重要性の高まりなど、経済社会を取り巻く環境の変化に即しながら、知財の力で日本の成長を加速させるため、知財・無形資産の戦略的な「創造」、「保護」及び「活用」を推進するという、大きな方向性が示された。

本号の巻頭言では、一般社団法人知財・無形資産ガバナンス協会 (IPIAGA) の菊地理事長に寄稿いただき、こうした方向性の実現に向けた IPIAGA の様々な活動の概要について、経済社会を取り巻く環境変化を踏まえた政府全体の動向と併せてご紹介いただいた。

経済や社会の在り方が大きく変化し、知財・無形資産が日本の成長力の源泉と位置付けられて、特許・意匠・商標などの産業財産権のみならず、ノウハウ・著作権などを含めた複数の知的財産、さらには標準化戦略などを複合的に活用することが一層求められる。その結果、各知的財産制度の境界領域を扱う機会も増加すると考えられる。制度間の境界領域において最適な保護・活用の在り方を検討するためには、各制度の本来の役割や保護目的を深く理解しておくことが不可欠であり、その重要性はますます高まっている。

こうした制度の本質は、典型事例や個別事例のみを見ても必ずしも明らかにはならない。制度の基礎理論や本質的機能の掘り下げ、他国の制度運用との比較そして境界領域における議論の整理を通じて初めて、我が国の各制度が何を保護し、何を実現しようとしているのかという点を含め、その趣旨や立法の目的についての理解をより深めることができると考える。

本号ではまず、制度の根底にある「基礎理論」を問い直す論考として、鈴木先生に「商標の機能に関する基礎的考察——出所表示機能一元説の批判的検討——」と題し、商標法における保護の根幹をなす「商標の機能」の在り方について検討

いただいた。本論考では、並行輸入事例と改造・小分け事例の対比を通じて、従来の「出所表示機能一元説」の内在的不調和を明らかにし、「品質に対する需要者の期待・認識」を独立した考慮要素として位置付けることが合理的、すなわち実質的に品質保証機能独自説を採用すべきであることを論証いただいた。商標法の目的に照らし、商標の機能を改めて考える上で示唆に富む内容となっている。

次に、「他国の制度運用」に関する論考としては、豊崎先生に「ASEAN 主要国における周知商標制度の役割の変容」と題して、TRIPS 協定及びパリ条約第 6 条の 2 に由来する周知商標保護制度を基礎としながら、ASEAN 諸国の現行制度について、各国固有の法体系及び商標政策の違いを踏まえながら比較・整理いただいた。我が国の商標制度の理解を深めるために有益な情報であるとともに、制度運用の理解には、法体系や政策の視点からの検討が必要であることを改めて認識させるものである。また、木村先生に「地域振興に対する地理的表示 (GI) 保護制度の機能」と題して、イタリアの原産地呼称保護 (PDO) 制度及び地理的表示保護 (PGI) を扱う EU の地理的表示 (GI) 制度において、「テリトリー」が、地理的基盤、経済活動及び社会関係資本の三層の相互作用を通じて地域経済を支えていることを紹介していただくとともに、日本の地理的表示 (GI) 制度においても、登録産品そのものの販促にとどまらず、それを契機として地域資源の再評価や信頼関係の制度化を促し、テリトリーに類似した循環プロセスの活性化につながっていることを示していただいた。GI 制度が保護しようとする価値を改めて見つめ直す内容となっているとともに、冒頭で触れた政府の大きな方向性にある「稼ぐ力」や「成長力」との関係においても示唆に富む内容となっている。

さらに、異なる制度の「境界領域」に関する論考として、横山先生に「量産実用品の著作物性の判断のあり方」と題し、著作権制度と意匠制度の棲み分けに関して長年議論されてきた量産実用品の著作物性について、初めて判断を示した最高裁判決を取り上げ、その位置付けやその射程につ

いて従来の議論を踏まえつつ検討いただいた。著作権制度と意匠制度の保護目的の違いを改めて考える契機になるものである。

最後に情報として、INPIT 九州本部（INPIT-KYUSHU）を紹介させていただいた。九州・沖縄 8 県における知財活用支援をより現場に近い場所で強化するために、本年 10 月 1 日に、大阪に次ぐ全国 2 番目の地域ブロック拠点として開設される予定である。タイトルにも「知財を成長のエンジンに」と掲げられているとおり、INPIT-KYUSHU の取組もまた、知財・無形資産を稼ぐ力や成長力の源泉として活用し、地域産業の発展を目指すものである。本号で取り上げた諸論考と併せてご覧いただければ幸甚である。

INPIT 人材開発統括監
本間 友孝

特許研究 PATENT STUDIES No. 82 (September 2026) ©

令和 8 年 9 月 30 日発行

編集・発行 INPIT（独立行政法人 工業所有権情報・研修館）
特許研究室



〒105-6008

東京都港区虎ノ門 4-3-1 城山トラストタワー 8 階

電話：03-3581-5092 FAX：03-5843-7693

HP（<http://www.inpit.go.jp/index.html>）

印刷所

株式会社まこと印刷

※落丁・乱丁本はお取り替え致します。